



栃木県公報

令和2（2020）年
3月30日（月）
号 外
第 20 号

目 次

人事委員会

- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正…………… 1
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部改正…………… 2
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正…………… 2
- 栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正…………… 3
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正…………… 4

人事委員会

栃木県人事委員会規則第四号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年栃木県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第三条 条例第二条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める職員は、<u>国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条</u>の規定により栃木県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 法第2条第1項第1号関係</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(13) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(14) <u>公益社団法人栃木県米麦改良協会</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(15)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第2条第1項第3号関係</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)・(2) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) <u>地方税共同機構</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(4)～(15) 略</p> | <p style="text-align: center;">（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第三条 条例第二条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める職員は、<u>国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十一条第一項の規定により栃木県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</u></p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 法第2条第1項第1号関係</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) <u>一般社団法人地方税電子化協議会</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(2)～(14) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(15)～(20) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第2条第1項第3号関係</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)・(2) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(3)～(14) 略</p> |

4 略

4 略

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第五号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十三年栃木県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (派遣の対象とならない職員の特例) 第二条 条例第二条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める職員は、 <u>国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二条</u> の規定により栃木県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。 | (派遣の対象とならない職員の特例) 第二条 条例第二条第二項第三号に規定する人事委員会規則で定める職員は、 <u>国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第五十九条第一項の規定により官職に正式に採用されていた者又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二条第一項の規定により栃木県以外の地方公共団体の職員の職に正式に採用されていた者であつて、引き続き職員として採用されたものとする。</u> |

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年栃木県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|---|---|---|--|--|------|----|---|-------|---|--|---|---|---|---|--|--|------|----|---|-------|---|
| 別表(第二条関係) <table border="1"> <tr> <td>組</td> <td>織</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事部局</td> <td>本庁</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>総合政策課</td> <td>略</td> </tr> </table> | 組 | 織 | 職 | 略 | | | 知事部局 | 本庁 | 略 | 総合政策課 | 略 | 別表(第二条関係) <table border="1"> <tr> <td>組</td> <td>織</td> <td>職</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知事部局</td> <td>本庁</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>総合政策課</td> <td>略</td> </tr> </table> | 組 | 織 | 職 | 略 | | | 知事部局 | 本庁 | 略 | 総合政策課 | 略 |
| 組 | 織 | 職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知事部局 | 本庁 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総合政策課 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 組 | 織 | 職 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 知事部局 | 本庁 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総合政策課 | 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|------|------|----------|-----|
| 略 | 出先機関 | 略 | 略 |
| | | 障害者総合相談所 | 略 |
| | | 食肉衛生検査所 | 副所長 |
| | | 略 | 略 |
| | | 略 | 略 |
| | | 略 | 略 |
| 備考 略 | | | |

| | | | |
|------|------|----------|---------|
| 略 | 出先機関 | 略 | 略 |
| | | 障害者総合相談所 | 略 |
| | | 略 | 略 |
| | | 行政改革推進室 | 室長 室長補佐 |
| | | 略 | 略 |
| | | 略 | 略 |
| 備考 略 | | | |

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第七号

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

栃木県が公平委員会の事務の委託を受けた地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年栃木県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------------------|----|---|---------------------|----|---|
| 別表（第二条関係） 一 市又は町 | | | 別表（第二条関係） 一 市又は町 | | |
| 市又は町 | 組織 | 職 | 市又は町 | 組織 | 職 |
| 略 | | | 略 | | |

| | | |
|---------------|--------------|--|
| とくろ市 | 略 | 略 |
| | 市長部局 | 理事 部長 参事 課 長 室長 主幹 総合 政策課長補佐 総務課 長補佐 財政課長補佐 総合政策課秘書広報 戦略室秘書係長 総合 政策課政策推進室プロ ジェクト推進係長 総 合政策課政策推進室進 化プラン係長 総務課 人事係長 財政課財政 係長 会計管理者 所長 園長 |
| 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | |
| 茂木町 | 略 | 略 |
| | 教育委員会 事務局 | 課長 館長 主幹 |
| | 略 | 略 |
| 略 | 略 | |
| 二・三 略 備考 略 | | |

| | | |
|---------------|--------------|---|
| とくろ市 | 略 | 略 |
| | 市長部局 | 部長 参事 課 長 室長 主幹 総合 政策課長補佐 総務課 長補佐 財政課長補佐 総合政策課秘書広報 戦略室秘書係長 総合 政策課政策推進室プロ ジェクト推進係長 総 合政策課政策推進室進 化プラン係長 総務課 人事係長 財政課財政 係長 会計管理者 所長 園長 |
| 略 | 略 | 略 |
| 略 | 略 | |
| 茂木町 | 略 | 略 |
| | 教育委員会 事務局 | 課長 主幹 |
| | 略 | 略 |
| 略 | 略 | |
| 二・三 略 備考 略 | | |

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

栃木県人事委員会規則第八号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年三月三十日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和四十六年栃木県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十六条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分</p> | <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十六条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分</p> |

に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- 一 再任用職員以外の職員 百分の百九十（条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の二百三十一）

二 略

に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

- 一 再任用職員以外の職員 百分の百九十五（条例第二十条第二項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、百分の二百三十五）

二 略

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。